

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問・意見内容	回答
1	事業契約書	1	第1条	(3)				「委託料」の定義は、別紙7（41～42頁）に記載されている「委託料」の内容と齟齬があるのではないのでしょうか。（第1条（3）の定義によれば、「委託料」には消費税等を含まないと考えられますが、別紙7の記載によれば、これを含むと考えられます。）	表記を統一するように修正します。
2	事業契約書	3～4	第5条	1	(2)	(3)	(4)	「選定事業者」との用語がでてきますが、「受注者」が正しいのではないのでしょうか。	ご認識の通りです。事業契約書（案）を修正いたします。
3	事業契約書	5	第7条					契約保証について、保証会社での保証証券の取得を選択した場合、保証の契約者は受注者（SPC）との理解でよろしいのでしょうか。	ご認識の通りです。事業契約書（案）を修正いたします。
4	事業契約書	5	第7条					契約保証について、保証会社での保証証券の取得を選択した場合、保証の契約者は受注者（SPC）限定でしょうか。保証の対象が施設整備とことから、SPCから施設整備の委託を受ける企業での加入でもよろしいのでしょうか。	※No. 3参照
5	事業契約書	5	第7条					契約保証について、第7条に契約保証の対象業務の記述はありますが、対象業務の金額掲載欄がありません。明確な保証金の記載と契約保証対象業務内容との関係性を明確にするために、契約書内に契約保証の対象業務ごとの契約金額（契約保証対象ごと）を記載した文面、または別紙にて契約保証の対象業務ごとの契約金額（契約保証対象ごと）を記載した書面を契約書へ追加した方が、明確になると考えます。	提案に委ねます。
6	事業契約書	5	7条	1項	(3)			「金融機関等」の定義がないように見受けられますが、不要でしょうか。	不要と判断しました。
7	事業契約書	5	第7条	2				保証金額について、施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の100分の10以上としと設定されていますが、これは「様式5-11の①～⑧の合計金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税を含む額の100分の10以上」と同義として試算することで宜しいのでしょうか。	ご認識の通りです。
8	事業契約書	5	第7条	5				履行保証保険について、受注者等を被保険者とする場合ですが、建設企業や設計企業など、各企業が個別に履行保証保険に加入し、保証金額の合計額が、第2項で定められた金額以上になれば問題ないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご認識の通りです。
9	事業契約書	6	第11条	1				事業用地の管理についての記載がありますが、「議会での議決された日から受注者に使用することを認めるものとする。」との記載がありますが、議会の議決をもって受注者が土地を管理するとの理解でよろしいのでしょうか。	ご認識の通りです。
10	事業契約書	6	第11条	1				議会の議決承認までに、市側での発注工事は終わっていますでしょうか。※伐採工事や造成工事。	市が行う整地は8月末完了を予定しています。造成工事は行いません。

11	事業契約書	6	第11条	1			議会の議決承認までに、市側での発注工事が終わっていなかった場合の土地の使用・管理についてのお考えをお教えてください。	市側で管理をする予定です。
12	事業契約書	6	第11条	5項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
13	事業契約書	7	第14条	3項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
14	事業契約書	8	第16条	7項			但し書きに記載の、貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
15	事業契約書	9	第17条	7項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	事業契約書	9	第16条				近隣住民対応により受注者に生じた損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するとありますが、実施方針「別紙-1 リスク分担表(案) 住民対応リスク9」のとおり、当該事業を実施することに関する反対運動、訴訟、要望において、受注者に生じた損害、損失又は費用は、発注者負担との理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
17	事業契約書	13	第28条	3項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	事業契約書	13	第29条	1項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
19	事業契約書	17	第39条	1			第39条第1項に、第2文として、「ただし、発注者は、合理的な理由なく前記承諾を留保または拒否してはならない。」と追記して頂けないでしょうか。	追記しません。
20	事業契約書	18	第42条	2項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
21	事業契約書	19	第44条	5			第2文の「発注者の承諾を得た場合」の直後に「(なお発注者は、合理的な理由なく承諾を留保または拒否してはならない)」と追記していただけないでしょうか。	追記しません。
22	事業契約書	19	第44条	6			「児童生徒」を「児童生徒、教員その他受注者の指揮下にいる者」に変更して頂けないでしょうか。(児童生徒のみならず、教師等の配膳を原因とする食中毒等についても、受注者の賠償対象外とするのが妥当であると考えます。)	ご認識の通りです。事業契約書(案)を修正いたします。
23	事業契約書	22	第51条	1項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

24	事業契約書	24	第56条	3項			貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
25	事業契約書	26	第61条	1	(9)		本項について削除頂くか、または、同条第2項の「前項の規定により本契約が解除された場合」について、「前項の規定（第9号を除く。）により本契約が解除された場合」と括弧書きを追記して頂けないでしょうか。（受注者が解除の申出をしたというだけで、受注者が第61条第2項に基づき違約金を支払う義務を負うことは妥当でないと考えます。）	原文のままとします。
26	事業契約書	26	第61条	2			(1)については、第7条2項と同様に、割賦金利相当額は含まないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
27	事業契約書	26	第61条	2			(2)について、開業準備開始初年度の場合には、開業準備費及び、令和7年9月～令和8年3月までの維持管理・運営費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額、との理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	事業契約書	27	第64条	1		引渡し前の解除の効力	「出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。」とありますが、当該出来形部分については、設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
29	事業契約書	27	第64条	1		引渡し前の解除の効力	「出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。」とありますが、当該出来形部分については、来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
30	事業契約書	27	第64条	3			出来形部分には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
31	事業契約書	27	第64条	3			「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
32	事業契約書	29	第69条				貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	事業契約書	29	第69条				3行目の「選定事業」は「本事業」が正しいのではないのでしょうか。	ご認識の通りです。修正します。
34	事業契約書	41		1	(1)	①	一時支払金はいくらになるのでしょうか。ご想定の数値や算式等ございましたらご教示ください。	一時支払金は、施設整備費の消費税分になります。

35	事業契約書	41		1	(1)	①	本事業において、一時支払金減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは受注者負担ですが、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
36	事業契約書	41		1	(1)	①	施設整備費の一時支払金の金額もしくは計算方法をお示してください。	※No. 34参照
37	事業契約書	41	別紙7	1	(1)	①	一時支払金について、対象となる業務項目などの指定はないのでしょうか。どのように算出すればよいか、ご教示ください。	※No. 34参照
38	事業契約書	41	別紙7	1	(1)	①	「ただし、当該金額に変更が生じた場合」とありますが、どのような事態を想定していますでしょうか。物価改定や、市側からの要望による設計変更への対応など、具体例をお示してください。	現状、特段の想定はありません。
39	事業契約書	41	別紙7	1	(1)	①	「また、一時支払金に変更が生じ・・・受注者はその追加費用を負担する。」とありますが、一時支払金の変更理由が市側の帰責自由である場合、当該追加費用は市側が負担すべきものではないでしょうか。	事前に変更の可能性を踏まえて、金融機関との調整をお願いする次第です。ご理解ください。
40	事業契約書	41	別紙7				「一時支払金に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、受注者はその追加費用を負担する。」とありますが、一時支払金は事業者でコントロール事項ではないため、当該変更により発生した追加費用は貴市のご負担としていただけないでしょうか。	No.39参照
41	事業契約書	41	別紙7				割賦料について、「支払いは、令和7年9月1日～12月31日分を初回として支払い、以降年4回(1月1日～3月31日分、4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分)、令和22年7月1日～8月31日分まで、四半期ごと合計60回払いとする。」とありますが、初回の割賦料の計算期間が4ヵ月分で最終回が2ヵ月分の元利均等返済は計算できないと考えます。既に施設の引渡しは令和7年7月に完了していることから、初回は令和7年7月●日～9月30日分までの3ヵ月分の割賦料をお支払いいただき、2回目は令和7年10月1日～12月31日分の割賦料、最終回は令和22年7月1日～9月30日分の3ヵ月分の割賦料をお支払いいただく合計61回の支払計画にご変更いただきたいと存じます。	初回と最終回を調整して、計算ください。
42	事業契約書	42		2	(1)	③	委託料について、初回及び最終回以外の委託料については年度毎に金額が異なってもよろしいでしょうか。金額を平準化して記載する必要がありますでしょうか。	異なっても、問題ありません。
43	事業契約書	42		2	(2)	③	各四半期の支払いにおいて端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
44	事業契約書	42		2	(2)	③	開業準備費相当分のうち「役務完了していないもの」とはどのようなものをご想定されておりますでしょうか。	特段の想定はありません。
45	事業契約書	42	別紙7	2	(3)	③	開業準備費について、役務を完了していないものは2回目以降に支払うとありますが、具体的な想定をご教示下さい。	No.44参照

46	事業契約書	43		3	(1)	②	ア	別紙7 3サービス対価の改定 (1) 割賦料の改定方法②物価の変動に基づくサービス対価の変更において、アの計算式において契約締結時点の割賦料と記載がありますが、この割賦料とは、施設整備に係るサービス対価のうちの割賦料との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
47	事業契約書	43		3	(1)	②	ア	別紙7 3サービス対価の改定 (1) 割賦料の改定方法②物価の変動に基づくサービス対価の変更において、アの計算式において契約締結時点の割賦料と記載がありますが、施設整備に係るサービス対価のうち一時支払金の記載がありませんが、対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
48	事業契約書	43		3	(1)	②	ア	別紙7 3サービス対価の改定 (1) 割賦料の改定方法②物価の変動に基づくサービス対価の変更において、アの計算式において契約締結時点の割賦料と記載がありますが、施設整備に係るサービス対価のうち一時支払金の記載がありませんが、対象外との認識の場合、一時支払金の改定はどのような取扱いになりますでしょうか。	一時支払金は改定しません。
49	事業契約書	43		3	(1)	②	ア	別紙7 3サービス対価の改定 (1) 割賦料の改定方法②物価の変動に基づくサービス対価の変更において、アの計算式において契約締結時点の割賦料と記載がありますが、施設整備に係るサービス対価のうち一時支払金の記載がありませんが、一時支払金も含めて「ア」計算方法を適用していただけないでしょうか。	※No.39参照
50	事業契約書	43	別紙7	3	(1)	②	ア	サービス対価の改定についてのPo指標について、建設物価の「工事原価」を指標とされておりますが、当該項目の指数は細目に分かっているかと存じます。比率、指数の上昇率を鑑みると「建築」は上昇率が大きく、又、金額も変動が大きくなることが多いです。よって指標については「工事原価」ではなく「建築」にいただけないでしょうか	ご意見として承ります。
51	事業契約書	44	別紙7	3	(1)	②	イ	「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動～」との記載がございますが、著しい変動の目安があればご教授願います。またこの場合においては前項アの指数ではなく主要な工事材料単体での増減を判定しての対価変動となりますでしょうか。	目安はありません。変更については協議によります。
52	事業契約書	43	別紙7				サービス対価	基準金利の改定は、「本施設の引渡し予定日の2金融機関営業日前に改定する」との記載がありますが、引渡し予定日の記載が入札説明書や事業契約書等にないため、記載いただけますでしょうか。それとも落札後、事業者が提案した引渡し予定日を基準金利改定時の基準とするのでしょうか。	選定後に引渡し日を協議します。
53	事業契約書	45	別紙7	3	(2)			委託料の改定方法について、四角枠内で示された指標のうち、「維持管理業務（光熱水費除く）」「運營業務（光熱水費除く）」とありますが、光熱水費は「運營業務」に含まれるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
54	事業契約書	45	別紙7	3	(2)			「令和(t-1)年度の指標：令和(t-2)年●月から令和(t-1)年●月までの指標の平均(小数点第2位以下の端数は切り捨て)」と記載が御座いますが、「●」について想定をご教示下さい。	令和(t-2)年10月から令和(t-1)年9月を想定しております。

55	事業契約書	46	別紙 7	4			サービス対価の見直しについては、同契約書第56条3項の通り、協議の上、必要に応じて見直すという解釈で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
56	事業契約書	52	別紙 8	4			念のための確認ですが、モニタリングによるサービス対価の減額は、施設整備業務および開業準備業務に係る対価には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
57	事業契約書	55	別紙 8	9			計算式において、減額率を乗じるのは「当該四半期の委託料」となっていますが、当該四半期のすべての委託料を母数とするのは、事業者側にとって過度な内容ではないでしょうか。せめて、光熱水費は対象外としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
58	事業契約書	57		1	(1)		「出来形部分が存在する場合～時価相当額で買い受けることができるものとする」とありますが、出来形部分には設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
59	事業契約書	57		1	(1)		「出来形部分が存在する場合～時価相当額で買い受けることができるものとする」とありますが、出来形部分には出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
60	事業契約書	59					施設整備に対する建設工事保険、第三者賠償責任保険を付保とありますが、建設及び関連業務に関わる工事への付保でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
61	事業契約書	59					保険に関しまして調理設備企業は建設工事保険（建設JV）の保険に付保する形で良いでしょうか。または単独加入（組立保険等）となりますか。単独加入の場合、自社の包括保険の対応でも良いでしょうか。	問題ありません。
62	事業契約書						未買収用地の取扱いについての記載が見当たりません。取扱い等の条件について契約書に記載していただくか、内容をご提示ください。	本事業への影響がないと判断しており記載していません。